

## 兵庫県造林事業実施要領

平成23年7月1日付け林第1446号

最終改正 令和8年4月7日付け林第1300号

### (趣旨)

第1 造林事業の実施については、造林事業補助金交付規則（昭和48年兵庫県規則第82号、以下「規則」という。）、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知、以下「国実施要綱」という。）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林整整第885号林野庁長官通知、以下「国実施要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部森林整備課長通知、以下「国運用」という。）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知、以下「農山漁村要綱」という。）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号、農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知、以下「農山漁村要領」という。）に定めるところによるほか、この実施要領によるものとする。

### (事業内容)

第2 規則別表に定める造林事業のうち、知事が別に定めるものとは、国実施要領第1の2又は農山漁村要領別紙6（森林整備事業に係る運用）第4の2、3に定める事業とする。

### (実施計画の作成等)

第3 市町長は、あらかじめ、所轄の森林組合等事業主体の事業量の把握に努め、翌年度に実施する造林事業の予定量等を調査し、毎年度9月30日までに県民局長または県民センター長(以下「局長等」という。)へ、実施計画書(様式第1号)を提出するものとする。

なお、農山漁村地域整備交付金事業については、別に定める農山漁村地域整備計画等策定に係る事務処理要領に基づくものとする。

2 実施計画書の提出を受けた局長等は、国実施要綱、同要領、同運用等関係通知に適合しているか内容を審査し、適当と認めた場合は、実施計画とりまとめ書（様式第2号）を作成し、知事へ提出するものとする。

3 知事は、提出のあった内容を精査し国との予算調整を行い、必要な事業量に対しての予算の確保に努めるものとする。

4 知事は、国との予算調整の結果に基づき、県下の事業量を調整した後、国実施要領第3に定める実施計画書を国へ提出するものとする。

### (事業量の決定)

第4 知事は、前条の実施計画書並びに事業予算を勘案して、事業量及び事業費を決定し、局長等に通知するとともに事業実施に要する予算を割当する。

### (事業の推進)

第5 局長等は、前項の通知に基づき、事業量及び事業費について市町長に通知するとともに、市町長と連携し、森林組合等事業主体に対し、その実行について技術的、行政的指

導を行い、事業の完遂を図るものとする。

(補助金の交付申請)

第6 造林事業のうち、特定森林造成事業について補助を受けようとする者は、農山漁村要領別紙6第5の3に規定する事前計画書(様式第3-1号)を、事業着手の20日前までに管轄する局長等へ提出し、指導・助言に従い事業を実施しなければならない。

2 事業主体は、規則別表に定める事業を終了した場合は、規則第10条の定めにより、事業地を管轄する局長等へ補助金の交付申請(様式第3-2号)を行うものとする。なお、申請に当たっては、必要に応じて別表1に定める書類を添付すること。

3 補助金の交付を受けようとする者は、申請する当該事業の補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、補助金交付申請書の備考欄にそのことを記載しなければならない。この場合に、知事は仕入れに係る消費税等相当額を減じて得た額について交付決定を行うものとする。

(竣工検査)

第7 局長等は、造林事業補助金交付申請書を受理したときは、別紙1「兵庫県造林事業竣工検査内規」に定める検査を行い、検査調書(様式第4号)を作成するものとする。

(補助金の交付の決定)

第8 局長等は、造林事業補助金交付申請書並びに検査調書により補助金額を決定し、交付決定の内容及びこれに付した条件を、造林事業補助金交付決定通知書(様式第5-1号、5-2号)により、申請者に通知するものとする。

なお、この場合において、規則第11条に規定する補助金の額の確定通知については、補助金の交付決定通知書によりなされたものとみなす。

2 局長等は、補助の決定にあたっては、次に掲げる事項に該当するものは不決定とする。

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)に違反して行ったもの

(2) 森林法(昭和26年法律第249号)に違反して行ったもの

(3) 保安林等で違反伐採した跡地に行ったもの

(4) 都市計画法その他法令に基づき森林以外の用に供されることが明らかな林地において行ったもの

(5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員

(6) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に掲げる者

3 補助金の額の確定後に、消費税等の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告(様式第6号)するとともに、知事の返還命令(様式第9号)を受けて当該金額を県に返還しなければならない。

(補助金交付完了報告)

第9 局長等は、補助金の交付が完了したときは、すみやかに造林事業補助金交付完了報告(様式第7号)を知事に提出するとともに、その写を市町長に通知するものとする。

(造林地等の保育管理)

第10 局長等は、造林地の保育管理について、技術的な指導及び森林保険の加入について助言を行うものとする。

2 森林作業道の維持管理については、国運用第10の3に基づき森林作業道台帳を作成し実施するものとする。

3 付帯施設の維持管理について、事業主体等は管理台帳(様式第8号)を作成し、施設を設置した翌年度から獣害防止施設等付帯施設の維持管理点検記録簿(様式第8号別紙)により点検を実施し、点検内容について翌年度6月末までに局長等に報告する。

(補助金の返還等)

第11 局長等は、規則に基づく補助金の返還及び補助金の交付の決定の取消しをしようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び森林法第10条の2に規定する開発行為の許可等を確認し、規則第14条第2項の規定に基づくものにあつては補助金返還命令書(様式第9号)、規則第14条第1項の規定に基づくものにあつては交付決定取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

2 局長等は、補助金の返還が完了したときは、返還完了報告(様式第11号)により知事に報告するものとする。

3 国実施要領第10の(2)の別表4の査定係数(2)の(イ)の森林経営計画対象林班内で森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合にあつては、国実施要領第12の1の(2)と同様の取扱とする。

(施行地等の転用の届出)

第12 事業主体が、国実施要領第12の1の(1)に規定する転用等を行なう場合は、着手する30日前までに、別紙2の定めにより知事に届け出等を行わなければならない。

(補助金の請求)

第13 規則第12条に定める補助金の請求は、造林事業補助金請求書(様式第12号)により行うものとする。

(事務取扱基準)

第14 造林事業の補助金執行及び管理については、別紙3「兵庫県造林事業補助金事務取扱基準」に基づき適切に取り扱うこと。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年7月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、平成24年12月3日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、平成25年7月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、平成26年7月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、平成26年9月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、平成27年2月18日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、平成27年9月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、平成30年7月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、令和元年7月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、令和2年7月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、令和3年3月31日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、令和4年7月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、令和4年10月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、令和5年9月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、令和6年8月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

改正後の実施要領の規定は、令和8年4月7日から適用する。

別表 1

作業種	添付すべき書類	様式	備考
共通	申請内訳表	様式第3-2内訳表	
	施業箇所位置図	様式第3-2-1	
	施業図	様式第3-2-2	
	社会保険等加入状況調査表 【社会保険等の加入実態状況調査表】	様式第3-2-3	
	実行経費内訳書		
	請負契約書（写）		
	森林経営計画の作成に関する同意書	様式第3-2-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づき行われる事業であって、申請後に森林経営計画の対象森林となる林分において行う場合。</li> <li>・林班内に森林経営計画が作成されていない場合は、「森林経営委託契約書（写）」を添付。</li> </ul>
	委任状 【委任状及び精算依頼書】	様式第3-2-5	代理申請のみ
	施業実施協定書（写）		事業主体が、森林法施行令第11条第7号で定める特定非営利法人等のみ
	受委託契約書（写）		
	分収林契約書（写）		
	協定書・同意書等（写）		事業主体の権原がわかる書類
	測量野帳		
	写真		別記「写真管理基準」
	第8の2の(5)及び(6)に規定する暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書	様式第3-2-6	交付申請者が国及び地方公共団体以外の者である場合
	農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート	様式第3-2-7	
	「みどりチェック」チェックシート	様式第3-2-8	
連絡体制図等		携帯電話以外の通信機器を緊急連絡体制整備し標準事業費の1%相当額の加算をする場合。	

	添付すべき書類	様式	備考
特定機能回復事業	森林所有者等との協定書 (写)		
	鳥獣対策連絡調整結果報告書		
人工造林 ・ 樹下植栽	伐採及び伐採後の造林に関する届出書等(写)		
	地拵え(片付けのみ)ha当たり人工数算出根拠資料	様式第3-2-9	地拵えのみ
	苗木受払簿		
	補植根拠資料	様式第3-2-10	補植のみ
下刈り	下刈り必要性認証資料	様式第3-2-11	令和4年度以降の植栽地において行う4回目以降の下刈りのみ
保育間伐	平均胸高直径調査表	様式第3-2-12	
間伐 ・ 更新伐	搬出材積集計表	様式第3-2-13	
	複数年実施にかかる認定書(写)		
	施業面積・搬出材積一覧表		
	施業箇所位置図		
	本数密度・収量比数確認表	様式第3-2-14	12齢級以下の林分又は市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分以外の林分において行う間伐のみ
付帯施設整備	支柱本数確認資料		立木利用柵の支柱設置、既設獣害防護柵の支柱補修の場合のみ
	付帯施設管理台帳	様式第8号	
	獣害防止施設等付帯施設の維持管理点検記録簿	様式第8号別紙	
作業道	森林作業道整備線形図 【森林作業道工事明細表】	様式第3-2-15	
	森林作業道台帳(写)		
	森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料		森林作業道の復旧を実施する場合に限る
	森林作業道チェックリスト	様式第3-2-16	

年度実施計画書

市町名:

森林環境保全直接支援事業

(単位: ha, m, 本, 千円)

区分		令和 年度計画			
		事業量	単価	事業費	国費
森林整備	人工造林				
	樹下植栽等				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	枝打ち				
	除伐				
	保育間伐				
	間伐 (搬出間伐)				
	間伐 (切捨間伐)				
	更新伐				
付帯施設整備	獣害防護柵				
	立木利用柵				
	支柱設置				
	単木防除				
	荒廃竹林整備				
	林内作業場及び林内かん水施設整備				
	林床保全整備				
森林作業道整備					
合計	森林整備 (ha)	0.00		0	0
	付帯施設整備	0.00		0	0
	森林作業道整備 (m)	0.00		0	0

※分収方式による森林整備等に係る計画は別様として集計。

特定機能回復事業

森林緊急造成事業、被害森林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、林相転換特別対策事業

(単位: ha, m, 本, 千円)

区分		令和 年度計画			
		事業量	単価	事業費	国費
森林整備	人工造林				
	樹下植栽等				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	枝打ち				
	除伐				
	保育間伐				
	一貫作業				
	更新伐				
	衛生伐 (保全松林)				
	付帯施設整備	獣害防護柵			
立木利用柵					
支柱設置					
単木防除					
荒廃竹林整備					
林内作業場及び林内かん水施設整備					
林床保全整備					
森林作業道整備					
合計	森林整備 (ha)	0.00		0	0
	付帯施設整備	0.00		0	0
	森林作業道整備 (m)	0.00		0	0

年度実施計画とりまとめ書

県民局名: \_\_\_\_\_

森林環境保全直接支援事業

(単位: ha, m, 本, 千円)

区分		令和 年度計画			
		事業量	単価	事業費	国費
森林整備	人工造林				
	樹下植栽等				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	枝打ち				
	除伐				
	保育間伐				
	間伐 (搬出間伐)				
	間伐 (切捨間伐)				
	更新伐				
付帯施設整備	獣害防護柵				
	立木利用柵				
	支柱設置				
	単木防除				
	荒廃竹林整備				
	林内作業場及び林内かん水施設整備				
	林床保全整備				
森林作業道整備					
合計	森林整備 (ha)	0.00		0	0
	付帯施設整備	0.00		0	0
	森林作業道整備 (m)	0.00		0	0

※分取方式による森林整備等に係る計画は別様として集計。

特定機能回復事業

森林緊急造成事業、被害森林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、林相転換特別対策事業

(単位: ha, m, 本, 千円)

区分		令和 年度計画			
		事業量	単価	事業費	国費
森林整備	人工造林				
	樹下植栽等				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	枝打ち				
	除伐				
	保育間伐				
	一貫作業				
	更新伐				
	衛生伐 (保全松林)				
付帯施設整備	獣害防護柵				
	立木利用柵				
	支柱設置				
	単木防除				
	荒廃竹林整備				
	林内作業場及び林内かん水施設整備				
	林床保全整備				
森林作業道整備					
合計	森林整備 (ha)	0.00		0	0
	付帯施設整備	0.00		0	0
	森林作業道整備 (m)	0.00		0	0

(様式第3-1号)

## 造林事業 事前計画

番 号  
年 月 日

〇〇県民局長 様  
〇〇県民センター長 様

提出者 (事業主体)

農山漁村地域整備交付金実施要領第2の1(2)①(別紙6第5の3)に基づき、下記のとおり提出します。

### 記

- 1 対象区域及び面積                      市            地区            ha  
(区域の範囲は別紙計画図のとおり)
- 2 計画期間                                      年度～            年度 (〇年間)
- 3 年度別計画                                  詳細は別紙内訳及び計画図のとおり

区分	花粉発生源 植替え (ha)	獣害防護柵 (m)	単木防除 (ha)	森林作業道 (m)
計				

(様式第3-1号:内訳)

## 施業別計画内訳

### 1 花粉発生源植替え

番号	実施年度	申請 予定時期	所在地		森林現況			伐採搬出方法等			
			市町、大字、地番	林小班	面積 (ha)	樹種	林齢	作業 システム	搬出材積 (m3)	平均材積 (m3/ha)	出材予定時期
計	計										

番号	実施年度	植栽 ※1				植栽 予定時期	付帯施設 (被害防止施設)			図面 番号	森林経営計画			※3 制限林	備考
		面積	植栽樹種	植栽品種	植栽密度 (本/ha)		施設種類	事業量	管理者		作成有無	認定番号	※2 今後の取組方針		
計	計														

### 2 森林作業道

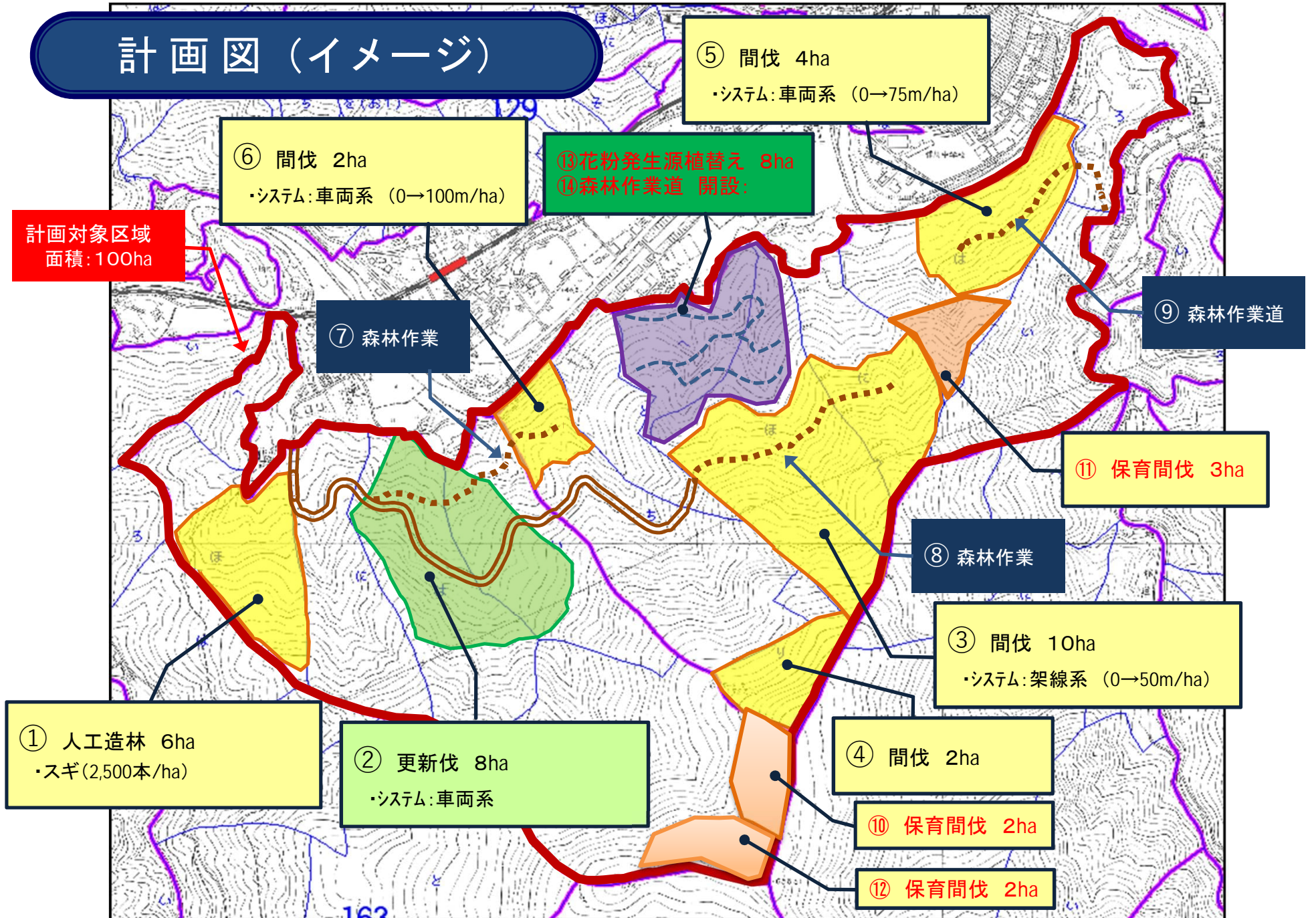
番号	実施年度	申請 予定時期	事業地		整備の内容			管理の権 原を有す る者	事業予定 区域の林 内路網密 度(m/ha)	図面 番号	※3 制限林	備考
			市町、大字、地番	林小班	開設・改良 の別	幅員 (m)	延長 (m)					
計	計											

※1 花粉症対策苗木のコンテナ苗木であることの確認のため、苗木生産業者等への苗木の発注書等の書類を添付すること。

※2 森林経営計画が作成されていない場合は、今後の計画作成に向けた取組方針。

※3 制限林は、「保安林」、「その他」を記載すること。

# 計画図 (イメージ)



(様式第3-2号)

番 号  
年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

申請者 住所  
団体名  
代表者名  
電話 ( ) - 番  
電子メール

造林事業補助金交付申請書

下記のとおり造林事業を完了しましたので、補助金を交付されたく、兵庫県造林事業補助金交付規則第10条の規定により関係書類を添えて申請します。



(様式3-2-1)

## 施業箇所位置図(例)

縮尺 $\frac{1}{50,000}$	○○郡 ○○町
(注) 1、施行箇所の申請番号を○印で囲み表示すること。 2、図面は、5万分の1地形図又はこれに準ずるものであること。	

(様式3-2-2)

施 業 図 (例)

市町村名	林小班	事 業 名		事 業 内 容
〇〇町	56り	森林環境保全事業		間伐
施行地	樹種(林齢)	面積(ha)	所有者(住所・氏名)	
〇〇町字〇〇1-1	スギ(35)	10.1	〇〇郡〇〇町字〇〇10-10 林野 太郎	

申請番号 ①

縮尺  
 $\frac{1}{5,000}$

(注1)面積の確定は、オルソ画像による場合を除き原則実測とする。  
なお、過去の測量面積(図面)や森林計画図を用いることは可能であるが、  
その場合は、現地で測量杭等が確認できない場合は、竣工検査で検査員から  
求められた場合は、現地で主要測点を復元できるものとする。

(注2)間伐、更新伐に係る交付申請で、施業区域内に既設の森林作業道がある場合  
は、その線形及び延長を記載する。なお、申請面積については下記等により作業  
道敷面積を控除した面積とする。  
ア 周囲測量時に作業道敷を除いて測量する。  
イ 補助申請区域内の作業道等の延長に森林作業道台帳上の幅員を乗じる。

## 社会保険等の加入実態状況調査表

No

森林所有者

事業実施期間: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

施業者

作業者名	労災保険		雇用保険		健康保険		厚生年金保険		退職金共済				計	直営・請負別	備考	申請番号
									中退共以外		中退共					
	加入	6点	加入	1点	加入	5点	加入	10点	加入	2点	加入	3点				
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
		0		0		0		0		0		0	0			
													合計	0		
													平均	#DIV/0!		

・各事業地ごとに作成  
 ・実作業者の社会保険等の加入状況について記載(森林組合から下請けに負わしている場合、下請けの実作

※証明書等の証拠書類は、補助申請者が保管し、竣工検査で検査員から求められた場合は提示する。  
 ※平均点数が、1点以上7点未満は加算率「3%」、7点以上13点未満「10%」、13点以上23点未満「13%」、23点以上「18%」とする。

森林経営計画の作成に関する同意書

年 月 日

兵庫県知事 様

(森林所有者)

住所

氏名

私は、森林環境保全整備事業の補助金交付申請に当たって、次の事項について同意します。

- 1 下記の申請箇所について、原則として当該申請時を含む年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とすること。
- 2 知事は、関係市町長に対し本同意書の写しを送付するとともに、下記の申請箇所が存する林班内又は森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第33条第1号ロに定める区域内において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

記

1 令和 年度 月申請 補助金交付申請箇所

(単位：ha)

番号	市町	大字	字	地番	林小班	作業種	申請面積	申請番号

2 現時点で本申請箇所が森林経営計画の対象森林となる林分となっていない理由



## 誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

なお、誓約事項に関し、県が行う一切の措置に異議なく同意します。

### 記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者に該当しないこと。
- 3 間接補助事業を行う場合にあっては、上記1又は2に該当する者に対して間接補助金を交付しないこと。また、業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと。
- 4 知事が、上記1、及び2を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

年 月 日

（ 兵 庫 県 知 事 ）  
（ ○ ○ ○ ○ ○ ） 様

住 所

（所在地）

氏 名

（ 法 人 名 ）  
（ 役 員 名 ）

**農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）**  
**事業者向け チェックシート**

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産 / 造林・保育 / その他( )
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○: 実施 ×: 実施していない △: 今後、実施予定 -: 該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1-(2)-②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事故時の事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

### 「みどりチェック」チェックシート

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産 / 造林・保育 / その他( )
記入日	令和 年 月 日

- ・交付申請時に、事業実施期間中に取り組んだ各項目の内容にチェックを入れてください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。



具体的な事項		チェック欄
1	適切な薬剤等の使用	
	農薬等の薬剤の適切な使用に努める。	
2	エネルギーの節減	
	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める。	
3	害虫の発生防止	
	害虫の発生防止・低減に努める。	
4	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
	廃棄物の削減に努め、適正に処理する。	
5-	生物多様性への悪影響の防止	
5-(1)	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める。	
5-(2)	下流域への土砂流出等による水質汚濁防止に努める。	
6-	環境関係法令の遵守等	
6-(1)	森林法及び労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守する。	
6-(2)	みどりの食料システム戦略の趣旨の理解に努める。	
6-(3)	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める。	
6-(4)	正しい知識に基づく作業安全に努める。	

注) 5-(1)の関係法令の遵守について、対象は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）とする。

## 地拵え（片付けのみ）ha当たり人工数算出根拠資料

施行地： \_\_\_\_\_

年月日 <sup>※1</sup>	人工数 <sup>※2</sup>	地拵え面積(ha)	ha当たり人工数 <sup>※3</sup>
計	0		#DIV/0!
備考			

※1 「yyyy/xx/zz」と入力

※2 地拵え（片付けのみ）に従事した人工数

※3 小数点以下切り捨て

## 補植根拠資料

施行地：

<b>1 補植前</b>	
(1) 植栽年度	_____
(2) 植栽面積(ha)	_____
(3) 植栽本数(実本数)	_____
(4) 枯損苗本数(実本数)	_____
(5) 枯損率	#DIV/0!
<b>2 補植後</b>	
(1) 補植本数(実本数)	_____
(2) 補植後の植栽本数(実本数)	_____
(3) ha当たりの補植本数	#DIV/0!
<b>備考</b>	

## 下刈り必要性認証資料

市町村名 : \_\_\_\_\_  
 林班・林小班名 : \_\_\_\_\_  
 現地確認日 : \_\_\_\_\_  
 下刈り実施（予定）日 : \_\_\_\_\_  
 樹種 : \_\_\_\_\_  
 植栽密度 : \_\_\_\_\_  
 下刈り実績 : \_\_\_\_\_

標準地No.

植栽木	優勢木※1	被圧木※2	優勢木割合	植栽木樹高(m)	占有植生	占有植生最大高(m) ※3
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
合計/割合/平均樹高	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!		
備考						

- ※ 標準地の面積は100m<sup>2</sup>以上とする。  
標準地の数は1施行地が1ha未満は1箇所以上、1ha以上は3箇所以上とする。
- ※1 梢端部が雑草木を上回る植栽木
- ※2 梢端部が雑草木を下回る植栽木
- ※3 木本類については、毎年伸び続けるが、当年度に見込まれる高さを記載する。

## 平均胸高直径調査表

森林所有者： \_\_\_\_\_

---

事業地： \_\_\_\_\_

---

樹種： \_\_\_\_\_

---

林齢： \_\_\_\_\_

---

胸高直径 (cm)	標準地					本数計	胸高直径 合計 (cm)
	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5		
4						0	0
6						0	0
8						0	0
10						0	0
12						0	0
14						0	0
16						0	0
18						0	0
20						0	0
22						0	0
24						0	0
26						0	0
28						0	0
30						0	0
32						0	0
34						0	0
36						0	0
38						0	0
40						0	0
合計(本)	0	0	0	0	0	(B) 0	(A) 0

平均胸高直径 (cm) (A) ÷ (B)	#DIV/0!
-----------------------	---------

※標準地の面積は100m<sup>2</sup>以上とする  
 標準地の数は1施行地が1ha未満は1箇所以上、1ha以上は3箇所以上とする

## 搬出材積集計表

整理番号	施行地	面積 (ha)	搬出材積 (m3)	証明書等	搬出方法	備考
計		0.00	0.00			
端数切捨			0			

ha当り搬出材積 (m3/ha)	#DIV/0!
------------------	---------

- ※1 「証明書等」とは市場の出荷証明書、納品証明書、チップ工場の受入伝票、森林組合の木材売上台帳(個別の伝票は別途整理)等  
 ※2 森林環境保全整備事業実施要領第14の9(1)に基づいて実施する間伐については、備考欄に対象工場及び対象工場への供給量を記載する

## 本数密度・収量比数確認表

施行地  
樹種

プロットNo.※1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計	平均
プロット面積											0 m <sup>2</sup>	
成立本数											0 本	#DIV/0! 本/ha ①
上層木平均樹高※2											0.0 m	#DIV/0! m ②

現況収量比数 #DIV/0! ①、②から算出

※1 標準地の面積は100m<sup>2</sup>以上とする。標準地の数は1施行地が1ha未満は1箇所以上、1ha以上は3箇所以上とする。

※2 標準地の林冠を形成している上層木4本を確認し樹高を測定する。

森林作業道工事明細表

施行地  
幅員 m 延長 m  
申請者住所  
氏名

第1 工事明細表

区分	数量	単位	単価	金額	備考
土工(切土、盛土)		m		0	
小計(直接費A)				0	
				0	
小計(直接費B)				0	
				0	
				0	
				0	
小計(直接費C)				0	
直接費合計 ①				0	A+B+C=( )
共通仮設費(10.7%) ②	10.7%			0	①*10.7%=( )
小計 ③				0	③=①+②
現場管理費				-	
法定福利費				-	
間接費 ④	0%			0	④=③*間接比率 =( )
小計(工事価格) ⑤				0	⑤=③+④
消費税相当額 ⑥	10%			0	⑥=⑤*10%
計(本工事費) ⑦				0	⑦=⑤+⑥
				実行経費	

第2 各種工種数量計算表(様式は、任意とする。)

第3 附图

1 線形図

縮尺5千分の1の森林計画図その他の地形が判読できる図面に開設又は改良を行った森林作業道の線形、延長を記載する。

2 平面図

縮尺は原則として1/500~1/1,000とし、線形、起点、終点及び測定番号、工作物等を記載したもの。

3 横断面図

標準断面(縮尺は1/100を標準とする。)及び標準設計。

4 構造図

縮尺は原則として1/50~1/100とし、構造の複雑な工作物については、側面、正面、平面を記載したもの。

第4 工事写真帳

※ 消費税については、補助金の最終受益者が課税事業者でない場合のみ計上

※ 市町が請け負いに付した場合は、実行経費を実行経費欄にその金額を記載する

森林作業道チェックリスト

路線名	
施工延長	

区分	チェック項目	チェック欄
路線計画	<p>基本事項</p> <p>① 路体は堅固に締め固めた土構造を基本とする。</p> <p>② 地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。</p> <p>③ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法を適切に決定する。</p> <p>④ 作設箇所は原則として35°未満とし、人家、施設、水源地などの保全対象がない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避け迂回方法を適切に決定する。</p> <p>保全対象付近に森林作業道を設置しなければならない理由と対策について： ( )</p> <p>⑤ 急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯などを通過しなければならない場合は、区間を極力短くする。</p> <p>⑥ 溪流沿いからは離し、濁水や土砂が溪流へ直接、流入しないようにする。</p> <p>⑦ 作設箇所について、やむを得ず35°以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いを通過する箇所は適切な構造物を設置する。</p> <p>対象付近に森林作業道を設置する場合、構造物の有無と対策について： ( )</p> <p>⑧ 森林施業の効率化の観点だけでなく潰れ地となる小規模森林所有者にも配慮する。</p> <p>⑨ 環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配置する。</p> <p>⑩ 造材、積込み作業等を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。</p> <p>⑪ 希少な野生生物等が確認された場合は、路線計画や作業時期の変更等を検討・実施する。</p> <p>⑫ 森林法等に基づく届け出等の手続きについて、林務担当部局に確認する。</p>	□
施工	<p>幅員</p> <p>使用する林業機械と傾斜区分に対応して示されている幅員の目安に適合する。</p>	□
	<p>縦断勾配</p> <p>① 集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とする。</p> <p>② 集材作業を行う車両の自重、木材積載時の荷重バランス、エンジン出力等のほか、路面の固さ、土質による滑りやすさ、急勾配ほど路面浸食が起きやすくなること等を考慮する。</p> <p>③ 現地条件が良い場合は概ね10°以下とし、やむを得ない場合は短区間に限り概ね14°とする。 11°以上の勾配が必要な理由と浸食を抑える対策について： ( )</p> <p>④ 安全確保の観点から、急勾配区間と曲線部の組み合わせを避ける。</p>	□

排水施設	<p>① 路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。</p> <p>② 横断排水施設やカーブを利用して分散排水する。排水先がない場合は、側溝等により導水する。</p> <p>③ 排水溝は、原則として開きよとする。</p> <p>④ 小渓流の横断は、原則として洗い越し施工とする。</p> <p>⑤ 丸太やゴム板による横断排水施設は、林業機械等の重量などを考慮する。</p> <p>⑥ 排水はカーブ上部の入口部分で行い、曲線部への雨水の流入を避ける。</p> <p>⑦ コンクリート路面工等を設ける場合は、地山と路面工等の境界の侵食防止等の観点から横断排水施設を設置する。</p> <p>⑧ 横断排水施設の排水先には、水たたきを設置する。</p> <p>⑨ 転落事故防止のため、降坂区間やカーブで谷側を低くしない。</p>	□
切土・盛土	<p>① 土質に応じた施工方法により実施する。</p> <p>② 幅員や土場等は必要最小限とし、残土処理を発生しないようにする。</p> <p>③ 残土は、盛土規制法等に則して適切に処分する。</p>	□
切土	<p>① 切土高は1.5m程度以内を基本とし、高い切土が連続しないよう施工に配慮する。</p> <p>切土高が1.5mを大幅に超える場合の安全対策について： ( )</p> <p>② 切土のり面勾配は土砂の場合は6分、岩石の場合は3分を基本として施工する。</p>	□
盛土	<p>① 複数層に区分し、各層30 cm程度の厚さとなるよう十分に締め固める。</p> <p>② 盛土のり面勾配は、概ね1割より緩い勾配とする。また、盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。</p> <p>③ ヘアピンカーブでは、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締め固めを繰り返したり、構造物を設けたりするなどして、路体に十分な強度を持たせる。</p> <p>④ 沢、湧水箇所、地表水の局所的な流入箇所は、盛土を避け土場は設置しない。やむを得ない場合は排水施設を設置する。</p> <p>上記を満たさない盛土を行う場合の安全対策について： ( )</p> <p>⑤ 盛土の土量が不足する場合は、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。</p>	□
曲線部	<p>林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮した曲線部の拡幅を行う。</p>	□
構造物等	<p>① 構造物は、現地条件に応じた規格・構造とする。</p> <p>② 軟弱地盤を通過する際は、水抜き処理、側溝の設置等を行う。</p> <p>③ 森林作業道の作設に不向きな黒ぼくや粘土質のロームなどの箇所を通過する場合は、必要な路面支持力を得るため、砕石を施すなどの対策をとる。</p> <p>④ 火山灰土など一度掘り起こすと締め固めが効かない土質の箇所で掘削を行う場合は、火山灰土などの深さに応じて、剥ぎ取ったり深層と混ぜ合わせたり等の工夫をする。</p> <p>⑤ 2t積トラックなど接地圧の高い車両が走行する場合には、荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工を施工する。</p>	□
伐開	<p>① 斜面の方向や気象条件を考慮し、必要最小限の幅とする。</p> <p>② 幅は、土質条件や風衝を考慮して決定する。</p> <p>③ 路線沿いの立木は、できるだけ残す。</p>	□
周辺環境への配慮	<p>人家、道路等の保全対象が周辺にある場合は作設しない。やむを得ず作設する場合は、土砂が流出したり、土石が周辺に転落したりしないよう、必要な対策をとる。</p>	□
管理	<p>① 一般車両の侵入を禁止するなどの適正な管理を行う。</p> <p>② 森林作業道の管理主体を明確する。</p>	□



(様式第5-1号)

[森林環境保全直接支援事業、保全松林緊急保護整備事業、被害森林整備事業、森林緊急造成事業、林相転換特別対策事業の場合]

## 造林事業補助金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

(補助事業者名)

様

兵庫県〇〇県民局長  
兵庫県〇〇県民センター長

担当課名及び担当者名  
電話 ( ) ー 番  
電子メール

年 月 日付け 第 号で申請のあった造林事業補助金については、  
金 円 (内訳は別紙のとおり) を下記の条件を付して交付することに決定したので通  
知します。

### 記

- この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号で申請のあった事業とし、その内容は造林事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 補助事業者は、兵庫県造林事業実施要領に従わなければならない。
- 当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内(森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知、以下「国要領」という。)第1の1の(2)のの事業(オを除く。)にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用(補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為(林業生産基盤整備道整備、山村強靱化林道整備、林業専用道整備又は森林災害等復旧林道整備により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 国要領第1の1の(1)に掲げる事業のうち、森林法(昭和26年法律第249号)第11条に規定する森林経営計画(以下「森林経営計画」という。)に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額(国要領別表4の「森林環境保全直接支援事業」の(1)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、森林経営計画に基づいて行うものについては、当該事業が国要領別表4の「森林環境保全直接支援事業」の(3)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては、国要領別表4の「森林環境保全直接支援事業」の(3)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額)を返還すること。

- 5 国要領第1の1の(1)に掲げる事業のうち、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画(以下「実施権配分計画」という。)に基づいて行うものについては、同法第40条第1項及び第2項の規定により当該計画の認定の取消となった場合は、当該取り消しを受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額(国要領別表4の「森林環境保全直接支援事業」の(1)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画が取り消された場合であっても、国要領別表4の「森林環境保全直接支援事業」の(3)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては、国要領別表4の「森林環境保全直接支援事業」の(3)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差)を返還すること。
- 6 補植、保育等成林に必要な保育管理を徹底すること。
- 7 更新伐を行った場合、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- 8 7に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 9 「面的複層林施業の実施について」(令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。)における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- 10 森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。
- 11 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、当該補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 12 消費税の申告により、当該補助金に係る仕入税額控除の対象となる消費税相当額が確定した場合には、その金額を知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。  
ただし、当該金額に係る仕入税額控除の対象となる消費税相当額があることを明らかにして補助金交付申請をし、消費税分を見込まない標準単価により決定された補助金の交付を受けた場合はこの限りではない。

(様式第 5-2 号)

[森林空間総合整備事業、絆の森整備事業、特定森林造成事業の場合]

## 造林事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

(補助事業者名)

様

兵庫県〇〇県民局長  
兵庫県〇〇県民センター長

担当課名及び担当者名  
電話 ( ) ー 番  
電子メール

年 月 日付け 第 号で申請のあった造林事業補助金については、  
金 円 (内訳は別紙のとおり) を下記の条件を付して交付することに決定したので通  
知します。

### 記

- この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号で申請のあった事業とし、その内容は造林事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 補助事業者は、兵庫県造林事業実施要領に従わなければならない。
- 本事業の完了年度の翌年度から起算して、5年以内に(ア)に掲げる行為又は当該森林作業道に係る事業計画若しくは造林計画期間内に(イ)に掲げる行為をしようとする場合はあらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同様。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。  
(ア) 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項において同じ。)又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為。  
(イ) 本事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は交付目的を達成することが困難となる行為。
- 森林作業道の開設又は改良に係る造林について、交付対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、当該森林作業道につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。  
ただし、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号、農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知)別紙6(以下「農山漁村要領別紙」)の第4の9の(5)の規定に基づき整備する森林作業道の開設に係る造林について、交付対象となる事業規模以上実施しない路線区間があるとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、当該路線区間に相当する交付を受けた補助金相当額を返還すること。

- 5 農山漁村要領別紙6第4の9の(3)のイの規定による場合は、事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならない場合（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）にあっては、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 6 補植、保育等成林に必要な保育管理を徹底すること。
- 7 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合には、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等、かつコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。  
ただし、更新伐については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- 8 7に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 9 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 10 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して10年間、農林水産大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。
- 11 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、当該補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 12 消費税の申告により、当該補助金に係る仕入税額控除の対象となる消費税相当額が確定した場合には、その金額を知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。  
ただし、当該金額に係る仕入税額控除の対象となる消費税相当額があることを明らかにして補助金交付申請をし、消費税分を見込まない標準単価により決定された補助金の交付を受けた場合はこの限りではない。



(様式第6号)

第 年 月 日  
第 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

補助事業者  
(団体等名及び代表者氏名)

年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった造林事業補助金について、兵庫県造林事業実施要領第6の3規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額	円
2 実施要領第6第3項の規定により補助金の減額を受けた 仕入税額控除の対象となる消費税相当額	円
3 消費税の申告により確定した当該補助金に係る 仕入税控除額の対象となる消費税相当額	円
4 補助金返還相当額	円

(注) 参考となる資料を添付すること。

(様式第7号)

第 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

県 民 局 長  
県民センター長

年度 造林事業補助金交付完了報告について

年度事業に対する補助金の交付を完了したので、下記のとおり報告する。

記

1 補助金の精算

事業名	令達額	既執行額	今回執行額	差 引	備考
	円	円	円	円	
計					

※事業ごとに記載する。

2 補助金交付決定通知年月日

3 補助金交付年月日

4 造林事業集計表（別紙様式）

（注）森林クラウドシステムデータ等の提出により4を省略することができる。







獣害防止施設等付帯施設の維持管理 点検記録簿

1 獣害防止施設等の概要について

台帳番号		図面番号		施行年度	
施業地				管理主体名	
獣害防止施設の種類		設置数量(m,本)			
植栽木の種類		植栽本数(本)			

2 獣害防止施設等の維持管理方法について

点検頻度 (回数、タイミング等)	
点検方法	
点検内容	

3 獣害防止施設等の点検記録

1 回 目	実施日		実施者	
	点検結果			
	補修等内容			
	写真等			
2 回 目	実施日		実施者	
	点検結果			
	補修等内容			
	写真等			
3 回 目	実施日		実施者	
	点検結果			
	補修等内容			
	写真等			

第 年 月 日 号

造林事業補助金返還命令書

市 町 様  
郡

県 民 局 長  
県民センター長

年 月 日付け 第 号で決定し、交付した補助金について、造林事業補助金交付規則（昭和48年兵庫県規則第82号）第14条第2項の規定により、下記のとおりその返還を命ずる。

記

1 返 還 金 額 円

2 返 還 期 限 年 月 日

第 年 月 日 号

造林事業補助金交付決定取消通知（及び返還命令）書

市 郡 町 様

県 民 局 長  
県民センター長

年 月 日付け 第 号で交付の決定を通知した補助金について、造林事業補助金交付規則（昭和48年兵庫県規則第82号）第14条第1項第 号の規定により補助金の交付の決定（の一部）を取り消したので通知する。

なお、すでに交付した補助金については、造林事業補助金交付規則第14条第2項の規定により、下記のとおりその返還を命ずる。

記

1 返 還 額 円

2 返 還 期 限 年 月 日

3 返 還 の 理 由



2 補助金返還までの経緯等

補助金申請			検査			補助金交付		補助金		
申請者		申請 年月日	申請 面積	検査者	検査 年月日	検査 面積	交付 年月日	補助 金額	受領 年月日	補助 金額
住所	氏名									

3 補助金返還の事由

4 添付書類

- (1) 補助金交付申請書（施業図、委任状）（写）
- (2) 検査調書（写）
- (3) 補助金交付決定通知（写）
- (4) 林地転用の届出（写）
- (5) 補助金返還命令（写）
- (6) 補助金返還金受領書（写）
- (7) 林地開発の許可（写）

造林事業補助金請求書

年 月 日

兵庫県知事 殿

請求者 住所  
団体名  
代表者名  
電話 ( ) ー 番  
電子メール

年 月 日付け第 号で通知を受けた補助金を交付されるよう造林事業補助金交付規則第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円